

(様式2)

## 準用河川管理施設等の構造の技術的基準（案）の概要

### 1 趣旨について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」により河川法が改正されたことに伴い、準用河川に係る河川管理施設等の構造について、政令で定める基準（河川管理施設等構造令）を参酌して市町村が条例で定めることになりました。

### 2 対象

京丹後市が管理する準用河川の河川管理施設又は工作物の新設等の許可を受けて設置される工作物。

### 3 基準の考え方

- ・河川管理施設等構造令を参酌し、本市管理河川の構造特性等を考慮の上、河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めます。
- ・河川を安全に管理するために準用河川が合流する府管理河川と同じ構造基準であることが望ましく、これまでの準用河川整備において河川管理施設等構造令に準拠してきた経過を踏まえ、基本的に参酌基準と同様な内容とします。
- ・ただし、本市管理の準用河川の河川管理施設等として想定しえないもの（高規格堤防、ダム、揚水機場、排水機場及び取水塔等）については除外します。
- ・また、本市が管理する準用河川において、その構造特性を踏まえ、不要な内容・箇所を削除するなどの内容的な整理を行います。

### 4 河川管理施設等構造令の参酌概要

全般：高規格堤防、霞堤、高潮区間及び湖沼に関する表現・内容は削除・整理

第1章	総則	
第2章	ダム	:すべての条文削除
第3章	堤防	:側帯・樹林帯の条文削除
第4章	床止め	
第5章	堰	
第6章	水門及び樋門	
第7章	揚水機場、排水機場及び取水塔	:すべての条文削除
第8章	橋	
第9章	伏せ越し	
第10章	雑則	

### 5 施行期日について

平成25年4月1日から施行します。